

小児慢性特定疾病医療費助成の申請をされる方へ ～平成28年7月よりマイナンバーの取扱を開始します～

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用が始まりました。

小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、以下の利用目的のため個人番号が必要となり、大阪府では、平成28年7月以降の小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請手続きについて、受給者児童のマイナンバーを提出していただく必要があります。

利 用 目 的
小児慢性特定疾病医療費の受給申請において大阪府が取得したマイナンバーは、以下の事務の際に情報提供されることとなります。 <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の実施等に関する事務災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務

① 新たに必要な書類

- 世帯調書
- 委任状（代理人申請の場合のみ必要）

② マイナンバー提出の際の身元確認について

マイナンバーを記載した申請書などを提出いただく際には法律上、以下のとおり申請者（※保護者）の身元確認書類が必要となりますのでご注意ください。

※申請者（保護者）の考え方については以下のとおりです

受診者の医療保険の種類	申請者
国民健康保険以外の場合	該当する保険の被保険者
国民健康保険の場合	世帯（同一保険加入者の保護者（父または母）で最も収入の高い者
受診者本人が被保険者の場合	保護者（父または母）のうち最も収入の高い者

③ 身元確認等に必要な書類

本人申請の場合（本人の身元（実存）確認の書類）※いずれか1つ

・個人番号カード（通知カード不可）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書

代理人申請の場合（代理権の確認+代理人の身元確認）

※いずれか1つで代理権の確認を行い、上記のいずれかで身元確認

（任意代理人の場合）

- 委任状

（法定代理人の場合）

- 戸籍謄本・登記事項証明書・裁判所の決定通知

<参考>マイナンバーとは

- ・マイナンバーとは平成27年10月から、住民票を有する全ての人に通知される、12桁の番号です。

(個人番号カードの様式例)

個人番号カードは、本人の申請によりお住まいの市町村より交付されます。



(通知カードの様式例)

通知カードは、住民の方々へマイナンバーを通知するもので、平成27年10月中旬以降に住民票を有する全ての住民に対し、お住まいの市町村より郵送されています。

